

## 北上市告示甲第130号

北上市障がい児等保育事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年6月2日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市障がい児等保育事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、児童の福祉の増進を図るため、障がい児、食物アレルギー児又は医療的ケア児（以下「障がい児等」という。）の保育を担当する保育士等又は看護師等を配置し保育を行う事業（以下「障がい児等保育事業」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい児 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条に規定する施設型給付費又は法第29条に規定する地域型保育給付費の支給に係る施設等（以下「特定教育・保育施設等」という。）に在籍する児童であつて、個別の支援の必要があると市長が認めたものをいう。
- (2) 食物アレルギー児 特定教育・保育施設等に在籍する児童であつて、食物アレルギーへの対応のため個別の支援の必要があると市長が認めたものをいう。
- (3) 医療的ケア児 特定教育・保育施設等に在籍する児童であつて、当該特定教育・保育施設等において日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療行為（疾病等の治療を目的とするものを除く。）を受けるため個別の支援の必要があると市長が認めたものをいう。
- (4) 保育士等 保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者をいう。
- (5) 看護師等 看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。

#### (補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内在住の障がい児等について障がい児等保育事業を行うものとする。

#### (補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、障がい児等保育事業を行うために配置をした保育士等又は看護師等（市長が必要と認めたものに限る。）の person 費とする。ただし、当該経費について、法第27条第1項の施設型給付費又は法第29条第1項の地域型保育給付費の給付を受ける場合は、対象としない。

（補助金の額）

第5 補助金の額は、次に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。

- (1) 障がい児又は食物アレルギー児の保育対応のために配置をする保育士等又は看護師等の person 費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。ただし、特定教育・保育施設等の確認を受けた幼稚園及び認定こども園にあつては、当該額から岩手県私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第482号）に基づき交付を受ける特別支援教育費を差し引いた額。

ア 人件費相当額

イ 配置をした職員1人につき月額155,300円に、配置をした月数を乗じた額

- (2) 医療的ケア児の保育対応のために配置をする看護師等の person 費 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額。

ア 人件費相当額

イ 年額5,290,000円。ただし、2人以上の医療的ケア児を受け入れる特定教育・保育施設等において看護師等を複数配置している場合は、年額5,290,000円を加算した額。

- 2 市外を所在地とする特定教育・保育施設等については、前項の規定にかかわらず、当該所在地の市町村と協議のうえ定めた額とする。ただし、前項の規定による額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に障がい児等保育実施計画書その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があつた場合は、内容を審査し、相当と認めたときは補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書に障がい児等保育事業実績書その他の市長が必要と認める書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（補助金の取消し等）

第9 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。